

特別支援学校の進路検討部会(経過報告)

資料5

○ 平成25年度 通所施設利用調整の結果

新潟市在住の卒業見込生 131人

利用申込者(実人数) 76人[58%] (市外施設希望者除く)

調整の結果、利用申込者全員が第1希望の施設で利用が可能となった。

通所施設利用 調整内訳	生活介護	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	自立訓練	合計
決定者数	28	22	0	26	0	76
卒業見込生全体に 占める割合 ※()内前年比	21% (+4%)	17% (+8%)	0% (±0%)	20% (-1%)	0% (±0%)	

○ 就労継続支援B型利用希望者のアセスメント状況

- ・ 就労継続支援B型利用希望者について、事前に学校で行ったアセスメントの結果に基づき、就労移行支援が妥当と判定された場合、学校での進路指導では、就労移行支援の選択を促した。
- ・ 就労継続支援B型利用希望者について、就労移行支援事業所によるアセスメントの結果に基づき、就労移行支援を選択した者も一定数現れた。
- ・ 身近な地域の就労継続支援B型事業所の利用を希望する本人や学校と、通所可能と判断する就労移行支援事業所との意見の相違が見られた。

○ 検討事項

【就労継続支援B型の利用に係るアセスメント関係】

- ・ アセスメントシートの項目数、評価基準の見直し(32項目は事業所の負担が大。)
- ・ 実習期間の設定(アセスメントに費やす期間の考え方が事業所によって異った。)
- ・ 暫定支給決定の必要性(平成26年度末で経過措置が終了)

⇒18歳未満の児童は、18歳以上の者とみなす決定(「者みなし」)を行い暫定支給決定をすることが必要となるため、「者みなし」に伴い放課後等デイサービスが利用できなくなる。

【サービスの地域格差】

- ・ 移動手段(公共交通機関、送迎サービス)の制約から、選択できる施設が限られる
- ・ 地域ごとのサービスの需要と供給差(利用者が少ない⇒事業参入しない⇒地域格差)

【企業就労関係】

- ・ 障がい者のできる仕事の切り出し(得意な仕事とのマッチング、企業へのアピール)
- ・ 就労に関するネットワークの構築

【部会構成員】

部会長 相談支援センターあると 佐藤 里香

(教育機関)県立江南高等特別支援学校 久保田 健、県立西蒲高等特別支援学校 関根 秀樹

(福祉施設)ポプラの家 山賀 亮一、きぼう福祉園 野崎 雅之、けやき福祉園 佐藤 雅子

(相談支援事業所)新潟市障がい者生活支援センター 本間 碧

(区役所)西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係 村尾 章